

● 共済見舞金

等級	傷害の程度	共済見舞金額	
		1口加入者	2口加入者
1	死亡	100万円	200万円
2	入院90日以上の治療	20万円	40万円
3	入院60日以上の治療	10万円	20万円
4	90日以上の実治療日数(入院・通院) 又は45日以上の入院	7万円	14万円
5	60日以上の実治療日数(入院・通院) 又は30日以上の入院	6万円	12万円
6	30日以上の実治療日数(入院・通院) 又は20日以上の入院	5万円	10万円
7	15日以上の実治療日数(入院・通院) 又は10日以上の入院	4万円	8万円
8	7日以上の実治療日数(入院・通院) 又は5日以上の入院	3万円	6万円
9	2日以上の実治療日数(入院・通院)	2万円	4万円

- 診断書原本提出の場合は、添付書類料として、1件の事故につき5,000円が上記の表の見舞金に加算されます。
- 被害を受けた日から15日以上経過後に治療を開始した場合は、見舞金が支給されません。
- 自動車安全運転センター等の事故証明書がない場合は見舞金が半額支給になります。この場合、親族以外の第三者の証明が必要です。
- はり・きゆう・あんま・マッサージ等の施術を受けている場合で、その施術について医師の同意がないときは、その施術日数は実治療日数に加算されません。



● 交通災害共済とは

駿東地区の住民が掛金を出し合い、不幸にして交通事故による人身被害にあわれた方に見舞金をおくる“市町住民のための”相互扶助制度です。

● 加入できる方

御殿場市・裾野市・小山町・長泉町・清水町に住民登録をされている方です。加入者が年度中途に他市町村へ転出した場合でも共済期間中は有効です。

● 加入の申し込みは

- 自治会・町内会を通じて申し込みの場合(小山町・清水町) 加入申込みの取りまどめを区長さんにお問い合わせください。組(班)長さんに会費を添えて申し込んでください。
- 個人で申し込む場合

- 直接指定金融機関へお支払いをお願いします。
指定金融機関(ゆうちょ銀行を除く)は以下のとおりです。
※南駿及び御殿場農業協同組合は、合併により令和4年4月1日から「富士伊豆農業協同組合」に変わります。
- 〈御殿場市〉静岡銀行/スルガ銀行/静岡中央銀行/沼津信用金庫
静岡県労働金庫/御殿場農業協同組合
- 〈裾野市〉静岡銀行/スルガ銀行/清水銀行/静岡中央銀行
みずほ銀行/沼津信用金庫/三島信用金庫
静岡県労働金庫/南駿農業協同組合
- 〈長泉町〉静岡銀行/スルガ銀行/静岡中央銀行
三島信用金庫/南駿農業協同組合
- 〈清水町〉静岡銀行/スルガ銀行/清水銀行/静岡中央銀行
沼津信用金庫/三島信用金庫/南駿農業協同組合
- 〈小山町〉静岡銀行/スルガ銀行/沼津信用金庫
御殿場農業協同組合

● 共済期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日までの1年間です。ただし、中途加入の場合は申込み手続きをされた日の翌日から令和5年3月31日までです。

お問い合わせ

申込み、ご相談はお住まいの市役所・町役場の交通災害共済窓口へ

駿東地区交通災害共済組合

● 御殿場市役所	御殿場市萩原483	TEL 0550-82-4123
● ぐらしの安全課		
● 裾野市役所	裾野市佐野1059	TEL 055-995-1817
● 危機管理課		
● 小山町役場	小山町藤曲57-2	TEL 0550-76-6130
● ぐらし安全課		
● 長泉町役場	長泉町中土狩828	TEL 055-989-5505
● 地域防災課		
● 清水町役場	清水町堂庭210-1	TEL 055-981-8217
● ぐらし安全課		

令和4年度 加入申込受付中

駿東地区交通災害共済に

家族をるって

加入しましょう



掛金は年1口
500円
(1人2口まで加入可)

交通事故で死傷したとき
見舞金最高額
2日の入院・通院で **2万円**
(1口加入の場合)
200万円 **200万円**
(死亡2口加入の場合)
※自動車安全運転センター等の交通事故証明書がある場合

駿東地区交通災害共済組合
御殿場市・裾野市・小山町・長泉町・清水町

● 共済見舞金の対象となる事故

自動車・オートバイ・自転車・バス・電車・航空機・船舶等の交通により国内で発生した人身事故です。

このような場合には、見舞金は支払われません

- 飲酒運転又はその車に同乗した場合の事故
- 無免許運転又はその車に同乗した場合の事故
- 故意に起こした事故
- 著しい法令違反が原因による事故
- 地震、洪水、暴風、その他の天災が原因による事故
- 幼児用乗用車（玩具具）による自損事故
- 作業用特殊自動車で作業中の事故
- その他組合の定める事項に該当するもの

O & A

- ◎ 家の中で転んで、骨折してしまつた
 - ▲ 交通にともなう事故ではないので、対象外です
- ◎ 歩道を歩いている時に誤って側溝に落ち、負傷した
 - ▲ 交通にともなう事故ではないので、対象外です
- ◎ 停車中のトラックの上で作業中に足を滑らせて転落し、負傷した
 - ▲ 作業中の事故のため、対象外です
- ◎ 車の乗降の際に転倒し、負傷した
 - ▲ 車両の運行に伴う事故ではないので、対象外です
- ◎ 自転車で乗っていたところ、猫が飛び出してきたために急ブレーキをかけて転倒し、負傷した
 - ▲ 交通用具による事故のため、対象となります
- ◎ 歩行者が車を避けようとして転倒し、負傷した
 - ▲ 車両交通に伴う転倒又は接触に準ずる事故として、対象となります



※交通事故を警察に届け出ないで、自動車安全運転センターからの交通事故証明書は発行されません。



● 共済見舞金の請求書類

請求に必要な書類等

- ① 共済見舞金請求書（様式第3号）
- ② 交通事故証明書一次のいずれかが必要
 - ・ 自動車安全運転センター発行の交通事故証明書（コピー可）
 - ・ 組合指定の交通事故証明書（様式第5号）
 ※見舞金は半額になります。
 - ・ 電車、航空機、船舶等の事故の場合は、所管する官公署又は運行事業者の発行する証明書（コピー可）

③ 診断書（受傷日、受傷の原因、傷病名、入院・通院日が確認できるもの。）（コピー可）

- 例えば
- ・ 自動車損害賠償責任保険の診断書及び診療報酬明細書
 - ・ 組合指定の診断書（様式第4号）
 - ・ 柔道整復師の施術証明書 など

その他必要なもの

- ・ 印鑑（朱肉を使用するもの）
- ・ 見舞金振込口座の確認できるもの（預金通帳等）
- ・ 交通災害共済会員証（事故発生年度のもの）

死亡事故の場合、①②に加え次の書類が必要となります。

- 死亡診断書又は死体検案書（コピー可）
- 戸籍謄本（請求者と死亡した会員との続柄がわかるもの）（コピー可）

※その他、組合管理者が必要と認め指示した書類が必要な場合があります。

● 遺児見舞金の支給

会員が交通災害により死亡した場合で、義務教育修了年限に達していない遺児がいるときは、遺児見舞金が支給されます。



遺児1人につき
30万円

- ・ 共済見舞金の請求期限は、交通事故発生日から2年以内です。
- ・ 遺児見舞金の請求期限は、会員が交通事故が原因で死亡した日から2年以内です。

交通事故にあつて困つたら・・・
下記の無料交通事故相談窓口へ

- 御殿場市役所 ぐらしの安全課
交通事故相談日 毎週月・木曜日
TEL 0550-82-4123
時間/午前9時～午後5時
- 裾野市役所 危機管理課
交通事故相談日 毎週火曜日
TEL 055-995-1817
時間/午前9時～午後4時
- 小山町役場 ぐらしの安全課
巡回交通事故相談日 年1回(8月 要予約)
TEL 0550-76-6130
時間/午前11時～午後3時
その他、随時交通事故専門の相談窓口をご紹介します。
- 長泉町役場 総合相談センター 総合相談室
交通事故相談日 毎月 第2・第4火曜日
TEL 055-989-5501
時間/午前10時～午後3時
※相談日が祝・休日にあたる場合の開催日は事前にお問い合わせください。
- 清水町役場 ぐらしの安全課
交通事故相談日 毎月 第4水曜日
TEL 055-981-8217
時間/午前10時～午後3時